

かんたんな労務知識

社会保険労務士法人 東海労務保険事務所
労働保険事務組合 西三河労務管理センター

平成30年1月5日



本年も、どうぞよろしく願い申し上げます。

明けましておめでとうございます。旧年中は格別のご厚情を賜り、誠にありがとうございました。

法改正等により、会社経営の在り方の変化が目まぐるしい中、弊所スタッフ一同、「お客様に貢献する」という基本姿勢を忘れずに、今年も日々勉強を重ねて一歩ずつ邁進して参りたいと思います。

皆様のご健勝とご発展をお祈りするとともに、本年もどうぞよろしく願い申し上げます。



▶ TOPIC 最近変わったこと、今後変わることに

産業別最低賃金に変更されました (H29.12.16～)

10月の愛知県最低賃金の改正に続き、12月16日より産業別最低賃金も改正されました。外国人実習生へ産業別最低賃金を適用されている企業については、1月の支払いより変更が必要になりますのでご注意ください。

【exe】 輸送用機械器具製造業 904円 ⇒ 919円

なお、最低賃金等の変更に伴い給与額を変更した場合、社会保険の月額変更の対象になります。随時、弊所より確認をさせていただきますが、該当した場合、社会保険料が変更になりますのでご承知おき下さいますよう、お願い致します。

確定拠出年金 (IDECO) の拠出方法が変わります (H30.1.1～)

これまで、確定拠出年金の掛金は、月単位で拠出することとされていましたが、H30年の1月からは、12月から翌年11月までの範囲において、複数月分をまとめて拠出することや、1年間分をまとめて拠出することが可能になります。(納付は1月～12月での範囲)

これにより、ボーナス月にまとめて掛金を納付するなど、加入者のニーズに合った掛金の納付が可能となります。

障害者の法定雇用率引き上げ (H30.4.1～)

民間企業	現行 2.0%	⇒	H30.4.1～ <u>2.2%</u>
------	---------	---	----------------------

法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない企業の範囲が従業員50人以上から 45.5人以上へと変わります。

なお、対象企業のうち100人以上の企業においては、法定雇用率が達成できない場合、障害者雇用納付金を納める必要も生じます。

無期転換への申込みが発生します (H30.4.1～)

何度かお知らせしましたが、改正労働契約法により、H25年4月1日以降に有期労働契約を締結・更新した場合、5年以上の経過者については、本人の申出により無期雇用への転換が可能になります。(他にも要件有り。)

産業別最低賃金変更
社会保険料の見直しに該当
する場合があります

ボーナス月で、まとめて掛金
を納付することも可能に

H33年4月までには
さらに0.1%の引き上げ

改正後の5年目が
やって来ます

